

お 知 ら せ

長久手町の市制施行に伴う登記事務取扱いについて

平成24年1月4日付けの「愛知郡長久手町」から「長久手市」への名称変更に伴う登記事務取扱いは、下記のとおりとなります。

記

1 長久手市を管轄する法務局に変更はありません。

不動産登記	名古屋法務局 名東出張所
商業・法人登記	名古屋法務局 法人登記部門

2 登記事務の取扱いについて

(1) 不動産登記

登記事項	変更登記の手續等
土地・建物の所在	所有者が変更登記を申請する必要はありません。 所在欄の変更は、順次法務局が行います。 なお、所在欄の変更が完了するまでの間は、不動産登記規則第92条により、新市名に変更されたものとみなされます。
所有者 抵当権者等 の住所(本店)	所有者(または抵当権者等)が住所等の表示の変更登記を希望する場合には、変更登記を申請する必要があります。 ただし、市制施行は公知の事実であることから、変更登記をしないで、旧町名のままにしておいても差し支えありません。

(2) 商業・法人登記

登記事項	変更登記の手續
会社・法人の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)及び役員の住所	会社・法人代表者が変更登記を申請する必要はありません。 会社・法人の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)、役員の住所の変更は、法務局が順次行います。 なお、変更がされるまでの間は、商業登記法第26条により、新市名に変更されたものとみなされます。

電話でのお問い合わせ先

<不動産登記に関するご質問>
名古屋法務局 名東出張所

TEL 052-703-2322

<商業法人登記に関するご質問>
名古屋法務局(本局) 法人登記部門

TEL 052-952-8111(代)

※ ご不明な点は、職員にお尋ねください。